

平成27年度 久留米市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条の規定に基づき、市長から提出された財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成28年8月8日から平成28年9月5日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められた。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため該当数値がなく、実質公債費比率は、前年度に比べ0.2ポイント増加し、将来負担比率については、前年度より14.9ポイントも増加している。ただし、法令に定める早期健全化基準からは大幅に下回っており、今回の指標から見た久留米市の財政は、なお「健全段階」の範囲にあるものと認められる。

財政健全化判断比率	平成27年度	平成26年度	対前年度差 (ポイント)	早期健全化 基準	備 考
① 実質赤字比率	—	—	—	11.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
② 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25%	「基準」は財政規模に応じて定まる。
③ 実質公債費比率	3.7%	3.5%	0.2	25 %	
④ 将来負担比率	21.6%	6.7%	14.9	350 %	

(注：①実質赤字比率 及び ②連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、これらの比率については「—」と表示される。)

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成27年度の実質収支は黒字となっているため、実質赤字比率はない。
本市においてこの比率の算定対象となる会計とその状況は、次表のとおりである。

【参考1：実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成27年度	平成26年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	938,825	901,654	37,171
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	90,345	77,071	13,274
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	118,212	103,510	14,702
① 分子（一般会計等実質収支額合計）	1,147,382	1,082,235	65,147
② 分母（標準財政規模）	67,792,454	68,808,951	△1,016,497
実質赤字比率（①/②）	▲1.69%	▲1.57%	＜黒字増加 0.12ポイント＞

(注：会計の名称は、平成27年度のものを表記している。「▲」は、黒字の状態を意味する。)

② 連結実質赤字比率について

平成27年度は、国民健康保険事業特別会計が実質収支で赤字となったものの、連結実質収支では黒字となっているため、連結実質赤字比率はない。

この比率は、企業会計を含む全会計が対象であり、各会計の実質収支額又は資金不足額若しくは剰余額は次表のとおりである。

【参考2：連結実質赤字比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項 目	平成27年度	平成26年度	対前年度差
一般会計 実質収支額	938,825	901,654	37,171
住宅新築資金等貸付事業特別会計 実質収支額	90,345	77,071	13,274
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 実質収支額	118,212	103,510	14,702
国民健康保険事業特別会計 実質収支額	△295,715	28,515	△324,230
競輪事業特別会計 実質収支額	544,637	528,118	16,519
市営駐車場事業特別会計 実質収支額	8,306	8,305	1
介護保険事業特別会計 実質収支額	329,002	406,631	△77,629
後期高齢者医療事業特別会計 実質収支額	98,346	98,360	△14
水道事業会計 資金不足・剰余額	3,441,762	3,837,979	△396,217
下水道事業会計 資金不足・剰余額	675,190	1,186,423	△511,233
中央卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	10,895	11,639	△744
簡易水道事業特別会計 資金不足・剰余額	602	222	380
地方卸売市場事業特別会計 資金不足・剰余額	12,764	11,202	1,562
農業集落排水事業特別会計 資金不足・剰余額	24,833	22,960	1,873
特定地域生活排水処理事業特別会計 資金不足・剰余額	12,699	12,846	△147
① 分子（各会計実質収支額、資金不足・剰余額合計）	6,010,703	7,235,435	△1,224,732
② 分母（標準財政規模）	67,792,454	68,808,951	△1,016,497
連結実質赤字比率（①/②）	▲8.86%	▲10.51%	＜黒字減少 1.65ポイント＞

(注：会計の名称は、平成27年度のものを表記している。「▲」は、黒字の状態を意味する。)

③ 実質公債費比率について

平成27年度の実質公債費比率の算定結果は3.7%となり、早期健全化基準の25%と比較すると低い数値である。前年度の3.5%と比べると0.2ポイント上昇(増加)し、「良好でない」方向への動きとなった。当比率は実質公債費比率(単年度)の過去3か年の平均値を採るものとされ、平成27年度が、単年度の実質公債費比率では4.11%と、平成23年度並の数値にまで上昇したことの影響が現れている。この上昇については、当比率の分母となる標準財政規模が、普通交付税の交付額の減少に伴って縮小したことなどが主な要因と見られている。

過年度との対照については次表のとおりである。今後の諸事業に係る地方債などの借入れ状況や元利償還金の変化などによって、当比率はさらに変動することも考えられる。そうしたことについて、十分に注意が必要と思われる。

【参考3：実質公債費比率過年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	対前年度差
① 元利償還金等*	11,431,480	11,382,104	12,002,744	12,163,367	12,222,245	112,878
② 標準財政規模	66,916,553	67,158,353	68,413,439	68,808,951	67,792,454	△1,016,497
③ 基準財政需要額算入額**	9,035,746	9,394,652	9,811,467	10,170,049	9,836,227	△333,822
④ 実質公債費比率(単年度)	4.13	3.44	3.73	3.39	4.11	0.72
⑤ 実質公債費比率(3か年平均)	4.3%	3.9%	3.7%	3.5%	3.7%	< 比率低下 0.2ポイント >

(注：④実質公債費比率(単年度)は、「①元利償還金等*(表中では特定財源等の額を控除して表示)－③基準財政需要額算入額** (元利償還金等に係る額。以下、④将来負担比率においても同じ。)」の値を「②標準財政規模－③基準財政需要額算入額」の値で除して求める。(小数点以下2桁まで表記) また、⑤実質公債費比率(3か年平均)は、過去3年分の「④実質公債費比率(単年度)」の値の平均を求める。)

④ 将来負担比率について

平成27年度の将来負担比率の算定結果は21.6%で、前年度の6.7%から大きく増加している。近年では、23年度の20.7%を上回る数値であるが、早期健全化基準の350%を下回り、当比率の基準からすれば「良好」な数値とはいえる。

前年度との比較は、次表に示すとおりである。本年度の数値が、前年度に比べて急に増加した主な要因は、久留米シティプラザ及びび宮ノ陣クリーンセンター建設のための借入れを含む地方債現在高の普通会計負担分が大きく増加したことにある。充当可能財源額の増加という比率の減少要素はあるが、将来負担額全体としては増加しており、併せて、実質公債費比率と同様、当比率の分母となる標準財政規模が減少したことが比率増加の理由である。

【参考4：将来負担比率前年度対照表】

(単位：千円、%、ポイント)

項目	平成27年度	平成26年度	対前年度差
① 将来負担額	185,433,918	171,737,892	13,696,026
② 充当可能財源等	172,911,542	167,766,051	5,145,491
③ 標準財政規模	67,792,454	68,808,951	△1,016,497
④ 基準財政需要額算入額	9,836,227	10,170,049	△333,822
⑤ 将来負担比率	21.6%	6.7%	< 比率低下 14.9ポイント >

(注：⑤将来負担比率は、「①将来負担額－②充当可能財源等」の値(分子)を「③標準財政規模－④基準財政需要額算入額」の値(分母)で除して求める。)

平成27年度久留米市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化に関する審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条の規定に基づき、市長から提出された本市の公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成28年8月8日から平成28年9月5日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につき、その内容等を審査した結果、次の表のとおりとなり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

特別会計の名称	平成27年度 資金不足比率	平成26年度 資金不足比率	経営健全化 基準	備考
水道事業会計	—	—	20 %	地方公営企業法 適用企業 (宅地造成事業以外)
下水道事業会計	—	—		
中央卸売市場事業特別会計	—	—		地方公営企業法 非適用企業 (宅地造成事業以外)
簡易水道事業特別会計	—	—		
地方卸売市場事業特別会計	—	—		
農業集落排水事業特別会計	—	—		
特定地域生活排水処理事業特別会計	—	—		

(注： 資金不足比率は、資金不足額（剰余額）又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、この比率については「—」と表示される。)

(2) 個別意見

「資金不足比率」について

法適用企業である水道事業については、決算書に基づく流動比率(財務の短期流動性を示す)は、279.9%となり、前年度(336.5%)よりも、減少(低下)している。これは、前払金及び現金・預金の減少で流動資産が減少し、その一方、未払金の増加により流動負債が増加したことなどが要因であると見られる。また、資金不足比率の算定における資金不足額は生じていない。

下水道事業については、前年度から地方公営企業法の適用事業となっている。当事業においては、決算書に基づく流動比率は32.0%となり、前年度(45.1%)より、さらに減少(低下)している。下水道事業は、性質上、建設投資の財源の多くを企業債により調達しているため、償還金が大きくなることから、流動比率としては低い数字となるが、本年度はキャッシュフローでも分かるように、現金・預金の額が大きく減ったことで、更に比率が低下した結果となっている。

ただし、資金不足比率の算定においては、こちらも資金不足額は生じていない。

したがって、両事業とも経営健全化基準には該当していない。

地方公営企業に関しては、会計基準が大きく改められ、本市では、平成26年度から新基準が適用されている。旧基準では「借入資本金」として資本に区分されていた企業債は、負債として計上され、そのうち1年以内に償還することとなる分は、流動負債に区分して計上されている。上記の流動比率は、その新基準に基づく決算の額によって算定されたものである。

なお、前年度も述べたことだが、この資金不足比率の算定に関しては、地方公営企業会計基準の改正に伴う資金不足比率の算定における数値変動の影響を勘案し、新会計基準の円滑な定着を図るためとして、流動負債から建設改良等の財源に充てるための企業債の額の算入を除外し、あるいは一定の引当金については経過措置として3年間算入を猶予するといった措置が採られている。猶予期間経過後の動きについても注意が必要と思われる。

また、この資金不足比率が適用される法非適用企業である5特別会計については、いずれの実質収支においても資金不足額等はないので、資金不足比率は計上されず、当比率の算定上は良好な状態にあると認められる。

ただし、それらの特別会計に係る個々の事業においても、それぞれに財政運営上の課題を有していることについては、やはり留意しておくべきであると思われる。

(各特別会計の資金不足額(剰余額)又は実質収支額については、「財政健全化判断比率審査意見書」を参照のこと。)